

外国子会社が納付したとみなされる外国法人税額に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

別表六(五)の三

平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国子会社の名称	1			
基準事業年度	2	昭平 昭平	昭平 昭平	昭平 昭平
所得の種類	3			
税種目	4			
納付すべき日	5	昭平	昭平	昭平
源泉・申告・賦課の区分	6	源・申・賦	源・申・賦	源・申・賦
みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	7			
上記(7)の場合の外国法人税額 の規定の適用がない	課税標準	8		
	税率	9		
	税額 (8) × (9)	10		
	税額控除額	11		
	納付すべき税額 (10) - (11)	12		
上記(7)の場合の外国法人税額 の規定を適用した	課税標準	13		
	税率	14		
	税額 (13) × (14)	15		
	税額控除額	16		
	納付すべき税額 (15) - (16)	17		
納付したとみなされる外国法人税額 (12) - (17)	18			

## 別表六（五の三）の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が租税条約において定めるところにより平成21年改正法附則第12条第2項（外国税額の控除に関する経過措置）、第44条第5項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）、第45条第5項（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）、第59条第5項（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）若しくは第60条第5項（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成21年改正前の法（以下「平成21年旧法」といいます。）第69条第8項（外国子会社の配当等に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が租税条約において定めるところにより平成21年改正法附則第16条第2項（連結事業年度における外国税額の控除に関する経過措置）、第44条第5項、第45条第5項、第59条第5項若しくは第60条第5項の規定によりなおその効力

を有するものとされる平成21年旧法第81条の15第8項（連結法人に係る外国子会社の配当等に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合において、納付したとみなされる外国法人税額について記載します。この場合、外国子会社が課された外国法人税額を証する書類その他平成21年改正前の規則第29条の3第4号、第5号若しくは第13号又は第37条の6第4号、第5号若しくは第13号（外国子会社の配当等に係る外国税額の控除）に定める書類及び租税条約実施特例法施行省令第10条（みなし外国税額の控除の申告手続）に定めるみなし外国税額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を基礎として記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 各欄中金額を記載するものにあつては、外国子会社の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。